

（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第三条 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

(備考部分は改正部分)

改 出 後	改 出 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）
(1) 介護福祉施設サービス費	(1) 介護福祉施設サービス費
(一) 介護福祉施設サービス費(I)	(一) 介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1 573単位	a 要介護 1 559単位
b 要介護 2 641単位	b 要介護 2 627単位
c 要介護 3 712単位	c 要介護 3 697単位
d 要介護 4 780単位	d 要介護 4 765単位
e 要介護 5 847単位	e 要介護 5 832単位
(二) 介護福祉施設サービス費(II)	(二) 介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1 573単位	a 要介護 1 559単位
b 要介護 2 641単位	b 要介護 2 627単位
c 要介護 3 712単位	c 要介護 3 697単位
d 要介護 4 780単位	d 要介護 4 765単位
e 要介護 5 847単位	e 要介護 5 832単位
(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費	(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費
(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	(一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)
a 要介護 1 675単位	a 要介護 1 661単位
b 要介護 2 741単位	b 要介護 2 726単位
c 要介護 3 812単位	c 要介護 3 797単位
d 要介護 4 878単位	d 要介護 4 862単位
e 要介護 5 942単位	e 要介護 5 926単位
(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	(二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)
a 要介護 1 675単位	a 要介護 1 661単位
b 要介護 2 741単位	b 要介護 2 726単位

c 要介護 3	<u>812単位</u>	c 要介護 3	<u>797単位</u>
d 要介護 4	<u>878単位</u>	d 要介護 4	<u>862単位</u>
e 要介護 5	<u>942単位</u>	e 要介護 5	<u>926単位</u>
□ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）			
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費			
(一) <u>ユニット型介護福祉施設サービス費</u>			
a 要介護 1	<u>652単位</u>	a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>	b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>793単位</u>	c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>862単位</u>	d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>929単位</u>	e 要介護 5	<u>913単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型介護福祉施設サービス費</u>			
a 要介護 1	<u>652単位</u>	a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>	b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>793単位</u>	c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>862単位</u>	d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>929単位</u>	e 要介護 5	<u>913単位</u>
(2) <u>経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費</u>			
(一) <u>経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)</u>			
a 要介護 1	<u>747単位</u>	a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>813単位</u>	b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>885単位</u>	c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>950単位</u>	d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>1,015単位</u>	e 要介護 5	<u>998単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)</u>			
a 要介護 1	<u>747単位</u>	a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>813単位</u>	b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>885単位</u>	c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>950単位</u>	d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>1,015単位</u>	e 要介護 5	<u>998単位</u>
(注 1～4 (略))			

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

7～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下の注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

(新設)

(新設)

5～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下の注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) A D L維持等加算(I)

30単位

(2) A D L維持等加算(II)

60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令

第412号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。) に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、夕を算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

(削る)

第412号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。) に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 (略)

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、ヘを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養

### △ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

(削る)

### ト 経口移行加算

28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

土が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

### ト 低栄養リスク改善加算

300単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

### チ 経口移行加算

28単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

#### チ 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

#### リ 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる

(削る)

#### リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I)

90単位

(2) 口腔衛生管理加算(II)

110単位

(削る)

(削る)

(削る)

ヌ・ル (略)

ヲ 看取り介護加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に

入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ル 口腔衛生管理体制加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ヲ・ワ (略)

カ 看取り介護加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に

について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

#### ワ～タ (略)

#### レ 褥瘡マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡マネジメント加算(I)

3 単位

(2) 褥瘡マネジメント加算(II)

13単位

#### ソ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継

について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

#### ヨ～ツ (略)

#### ツ 褥瘡マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

#### ネ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師

続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>排せつ支援加算(I)</u>	<u>10単位</u>
(2) <u>排せつ支援加算(II)</u>	<u>15単位</u>
(3) <u>排せつ支援加算(III)</u>	<u>20単位</u>
<u>ツ 自立支援促進加算</u>	<u>300単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### ネ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>科学的介護推進体制加算(I)</u>	<u>40単位</u>
(2) <u>科学的介護推進体制加算(II)</u>	<u>50単位</u>

#### ナ 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

#### ラ サービス提供体制強化加算

と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

#### ナ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (2) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

(削る)

#### ム 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから△までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから△までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから△までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(削る)

(削る)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
- (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
- (3) サービス提供体制強化加算(II) 6 単位
- (4) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

#### △ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから△までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから△までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから△までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

## 立 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから~~乙~~までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから~~乙~~までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

## 2 介護保健施設サービス

### イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)	
(-) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>714単位</u>
b 要介護 2	<u>759単位</u>
c 要介護 3	<u>821単位</u>
d 要介護 4	<u>874単位</u>
e 要介護 5	<u>925単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>756単位</u>
b 要介護 2	<u>828単位</u>
c 要介護 3	<u>890単位</u>
d 要介護 4	<u>946単位</u>
e 要介護 5	<u>1,003単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(iii)	
a 要介護 1	<u>788単位</u>
b 要介護 2	<u>836単位</u>

## 0分の80に相当する単位数

### ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから~~才~~までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから~~才~~までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

## 2 介護保健施設サービス

### イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)	
(-) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>701単位</u>
b 要介護 2	<u>746単位</u>
c 要介護 3	<u>808単位</u>
d 要介護 4	<u>860単位</u>
e 要介護 5	<u>911単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>742単位</u>
b 要介護 2	<u>814単位</u>
c 要介護 3	<u>876単位</u>
d 要介護 4	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(iii)	
a 要介護 1	<u>775単位</u>
b 要介護 2	<u>823単位</u>

c 要介護 3	898単位	c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	949単位	d 要介護 4	935単位
e 要介護 5	1,003単位	e 要介護 5	989単位
(四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)		(四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護 1	836単位	a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	910単位	b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	974単位	c 要介護 3	959単位
d 要介護 4	1,030単位	d 要介護 4	1,015単位
e 要介護 5	1,085単位	e 要介護 5	1,070単位
(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)		(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)		(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	739単位	a 要介護 1	726単位
b 要介護 2	822単位	b 要介護 2	808単位
c 要介護 3	935単位	c 要介護 3	921単位
d 要介護 4	1,013単位	d 要介護 4	998単位
e 要介護 5	1,087単位	e 要介護 5	1,072単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)		(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	804単位
b 要介護 2	900単位	b 要介護 2	886単位
c 要介護 3	1,016単位	c 要介護 3	1,001単位
d 要介護 4	1,091単位	d 要介護 4	1,076単位
e 要介護 5	1,165単位	e 要介護 5	1,150単位
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)		(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)		(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	739単位	a 要介護 1	726単位
b 要介護 2	816単位	b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	909単位	c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	986単位	d 要介護 4	971単位
e 要介護 5	1,060単位	e 要介護 5	1,045単位
(二) 介護保健施設サービス費(ii)		(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	818単位	a 要介護 1	804単位

b	要介護 2	894単位	b	要介護 2	880単位
c	要介護 3	989単位	c	要介護 3	974単位
d	要介護 4	1, 063単位	d	要介護 4	1, 048単位
e	要介護 5	1, 138単位	e	要介護 5	1, 123単位
(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)		(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)		(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	700単位	a	要介護 1	687単位
b	要介護 2	744単位	b	要介護 2	731単位
c	要介護 3	805単位	c	要介護 3	792単位
d	要介護 4	856単位	d	要介護 4	843単位
e	要介護 5	907単位	e	要介護 5	893単位
(二)	介護保健施設サービス費(ii)		(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	772単位	a	要介護 1	759単位
b	要介護 2	820単位	b	要介護 2	807単位
c	要介護 3	880単位	c	要介護 3	866単位
d	要介護 4	930単位	d	要介護 4	916単位
e	要介護 5	982単位	e	要介護 5	968単位
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）		ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)		(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)		(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	796単位	a	要介護 1	781単位
b	要介護 2	841単位	b	要介護 2	826単位
c	要介護 3	903単位	c	要介護 3	888単位
d	要介護 4	956単位	d	要介護 4	941単位
e	要介護 5	1, 009単位	e	要介護 5	993単位
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)		(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	841単位	a	要介護 1	826単位
b	要介護 2	915単位	b	要介護 2	900単位
c	要介護 3	978単位	c	要介護 3	962単位
d	要介護 4	1, 035単位	d	要介護 4	1, 019単位
e	要介護 5	1, 090単位	e	要介護 5	1, 074単位

(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>796単位</u> <u>841単位</u> <u>903単位</u> <u>956単位</u> <u>1, 009単位</u>	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>781単位</u> <u>826単位</u> <u>888単位</u> <u>941単位</u> <u>993単位</u>
(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>841単位</u> <u>915単位</u> <u>978単位</u> <u>1, 035単位</u> <u>1, 090単位</u>	(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>826単位</u> <u>900単位</u> <u>962単位</u> <u>1, 019単位</u> <u>1, 074単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費		(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>904単位</u> <u>987単位</u> <u>1, 100単位</u> <u>1, 176単位</u> <u>1, 252単位</u>		a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>889単位</u> <u>971単位</u> <u>1, 084単位</u> <u>1, 160単位</u> <u>1, 235単位</u>
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>904単位</u> <u>987単位</u> <u>1, 100単位</u> <u>1, 176単位</u> <u>1, 252単位</u>	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4 e 要介護 5	<u>889単位</u> <u>971単位</u> <u>1, 084単位</u> <u>1, 160単位</u> <u>1, 235単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費		(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
	a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4	<u>904単位</u> <u>980単位</u> <u>1, 074単位</u> <u>1, 149単位</u>		a 要介護 1 b 要介護 2 c 要介護 3 d 要介護 4	<u>889単位</u> <u>964単位</u> <u>1, 058単位</u> <u>1, 133単位</u>

e 要介護 5	<u>1,225単位</u>	e 要介護 5	<u>1,208単位</u>
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>904単位</u>	a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>980単位</u>	b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,074単位</u>	c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,149単位</u>	d 要介護 4	<u>1,133単位</u>
e 要介護 5	<u>1,225単位</u>	e 要介護 5	<u>1,208単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(IV)		(4) ユニット型介護保健施設サービス費(IV)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>779単位</u>	a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>825単位</u>	b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>885単位</u>	c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>	d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>	e 要介護 5	<u>972単位</u>
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>779単位</u>	a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>825単位</u>	b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>885単位</u>	c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>	d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>	e 要介護 5	<u>972単位</u>
注 1～3 (略)		注 1～3 (略)	
4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。		(新設)	
5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。		(新設)	
6～9 (略)		4～7 (略)	
10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った		8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った	

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16～18 (略)

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びにニからヘまで、チからヌまで、ワ、ヨ及びツからヰまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算

200単位

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14～16 (略)

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注5、注6及び注16並びにニからヘまで、チからヲまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(三) 入退所前連携加算(I)

600単位

(四) 入退所前連携加算(II)

400単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の(三)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)の四については、口に掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、(1)の(三)を算定している場合は、(1)の四は算定しない。

—

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(新設)

(三) 退所前連携加算

500単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立つて当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

- ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(削る)

ト 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算

300単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定し

(削る)

### 壬 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

### リ 経口維持加算

400単位

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

ていない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

### リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

### ヌ 経口維持加算

400単位

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)  
(削る)

(削る)

又 口腔衛生管理加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)  
3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算 30単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ 口腔衛生管理体制加算 90単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I)

90単位

(2) 口腔衛生管理加算(II)

110単位

(削る)

(削る)

(削る)

ル・ヲ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)

100単位

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)

240単位

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)

100単位

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ワ・カ (略)

ミ かかりつけ医連携薬剤調整加算

125単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

イ 6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

カ (略)

ミ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。）は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 所定疾患施設療養費(I)は同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費(II)は同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

3 (略)

タ～ツ (略)

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ 褥瘡マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

タ (略)

レ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 (略)

ゾ～ナ (略)

(新設)

ラ 褥瘡マネジメント加算

10単位

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算(I)  
(2) 褥瘡マネジメント加算(II)

3単位  
13単位

△ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(I)  
(2) 排せつ支援加算(II)  
(3) 排せつ支援加算(III)

10単位  
15単位  
20単位

△ 自立支援促進加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

△ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)  
(新設)

△ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)  
(新設)  
(新設)

(新設)

(新設)

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1) <u>科学的介護推進体制加算(I)</u>  | <u>40単位</u> |
| (2) <u>科学的介護推進体制加算(II)</u> | <u>60単位</u> |

ヰ 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) <u>サービス提供体制強化加算(I)</u>   | <u>22単位</u> |
| (2) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>  | <u>18単位</u> |
| (3) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u> | <u>6 単位</u> |

(削る)

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(新設)

ウ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) <u>サービス提供体制強化加算(I)イ</u>  | <u>18単位</u> |
| (2) <u>サービス提供体制強化加算(I)ロ</u>  | <u>12単位</u> |
| (3) <u>サービス提供体制強化加算(II)</u>  | <u>6 単位</u> |
| (4) <u>サービス提供体制強化加算(III)</u> | <u>6 単位</u> |

ヰ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 ((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の29に相当する単位数  
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の16に相当する単位数  
(削る)  
(削る)

#### ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数  
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

#### 3 介護療養施設サービス

- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）  
(-) 療養型介護療養施設サービス費(I)  
a 療養型介護療養施設サービス費(i)  
i 要介護 1 593単位  
ii 要介護 2 685単位  
iii 要介護 3 889単位  
iv 要介護 4 974単位  
v 要介護 5 1,052単位  
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した  
単位数の1000分の29に相当する単位数  
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからウまでにより算定した  
単位数の1000分の16に相当する単位数  
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
(5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数  
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

#### 3 介護療養施設サービス

- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
- (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）  
(-) 療養型介護療養施設サービス費(I)  
a 療養型介護療養施設サービス費(i)  
i 要介護 1 645単位  
ii 要介護 2 748単位  
iii 要介護 3 973単位  
iv 要介護 4 1,068単位  
v 要介護 5 1,154単位  
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	<u>618単位</u>	i 要介護 1	<u>673単位</u>
ii 要介護 2	<u>716単位</u>	ii 要介護 2	<u>782単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 016単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 017単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 115単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 099単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 205単位</u>
c 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)		c 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
i 要介護 1	<u>609単位</u>	i 要介護 1	<u>663単位</u>
ii 要介護 2	<u>704単位</u>	ii 要介護 2	<u>769単位</u>
iii 要介護 3	<u>914単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 001単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 001単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 098単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 082単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 187単位</u>
d 療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)		d 療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	
i 要介護 1	<u>686単位</u>	i 要介護 1	<u>749単位</u>
ii 要介護 2	<u>781単位</u>	ii 要介護 2	<u>853単位</u>
iii 要介護 3	<u>982単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 077単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 070単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 173単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 146単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 258単位</u>
e 療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)		e 療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	
i 要介護 1	<u>717単位</u>	i 要介護 1	<u>783単位</u>
ii 要介護 2	<u>815単位</u>	ii 要介護 2	<u>891単位</u>
iii 要介護 3	<u>1, 026単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 126単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 117単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 225単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 198単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 315単位</u>
f 療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)		f 療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)	
i 要介護 1	<u>705単位</u>	i 要介護 1	<u>770単位</u>
ii 要介護 2	<u>803単位</u>	ii 要介護 2	<u>878単位</u>
iii 要介護 3	<u>1, 010単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 099単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 206単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 180単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 295単位</u>
(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	

i 要介護 1	<u>542</u> 単位	i 要介護 1	<u>589</u> 単位
ii 要介護 2	<u>636</u> 単位	ii 要介護 2	<u>693</u> 単位
iii 要介護 3	<u>774</u> 単位	iii 要介護 3	<u>846</u> 単位
iv 要介護 4	<u>907</u> 単位	iv 要介護 4	<u>993</u> 単位
v 要介護 5	<u>943</u> 単位	v 要介護 5	<u>1,033</u> 単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)		b 療養型介護療養施設サービス費(ⅰ)	
i 要介護 1	<u>557</u> 単位	i 要介護 1	<u>605</u> 単位
ii 要介護 2	<u>652</u> 単位	ii 要介護 2	<u>711</u> 単位
iii 要介護 3	<u>793</u> 単位	iii 要介護 3	<u>867</u> 単位
iv 要介護 4	<u>929</u> 単位	iv 要介護 4	<u>1,018</u> 単位
v 要介護 5	<u>966</u> 単位	v 要介護 5	<u>1,059</u> 単位
c 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)		c 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)	
i 要介護 1	<u>638</u> 単位	i 要介護 1	<u>695</u> 単位
ii 要介護 2	<u>731</u> 単位	ii 要介護 2	<u>799</u> 単位
iii 要介護 3	<u>869</u> 単位	iii 要介護 3	<u>951</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,001</u> 単位	iv 要介護 4	<u>1,098</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,037</u> 単位	v 要介護 5	<u>1,138</u> 単位
d 療養型介護療養施設サービス費(ⅲ)		d 療養型介護療養施設サービス費(ⅲ)	
i 要介護 1	<u>654</u> 単位	i 要介護 1	<u>713</u> 単位
ii 要介護 2	<u>749</u> 単位	ii 要介護 2	<u>819</u> 単位
iii 要介護 3	<u>891</u> 単位	iii 要介護 3	<u>975</u> 単位
iv 要介護 4	<u>1,026</u> 単位	iv 要介護 4	<u>1,126</u> 単位
v 要介護 5	<u>1,062</u> 単位	v 要介護 5	<u>1,166</u> 単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(ⅳ)		(三) 療養型介護療養施設サービス費(ⅳ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>522</u> 単位	i 要介護 1	<u>567</u> 単位
ii 要介護 2	<u>619</u> 単位	ii 要介護 2	<u>674</u> 単位
iii 要介護 3	<u>748</u> 単位	iii 要介護 3	<u>818</u> 単位
iv 要介護 4	<u>884</u> 単位	iv 要介護 4	<u>968</u> 単位
v 要介護 5	<u>919</u> 単位	v 要介護 5	<u>1,007</u> 単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)		b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	

i 要介護 1	<u>619単位</u>	i 要介護 1	<u>674単位</u>
ii 要介護 2	<u>714単位</u>	ii 要介護 2	<u>780単位</u>
iii 要介護 3	<u>845単位</u>	iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>980単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 074単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 015単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 113単位</u>
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）		(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)		(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>601単位</u>	i 要介護 1	<u>654単位</u>
ii 要介護 2	<u>694単位</u>	ii 要介護 2	<u>758単位</u>
iii 要介護 3	<u>825単位</u>	iii 要介護 3	<u>902単位</u>
iv 要介護 4	<u>903単位</u>	iv 要介護 4	<u>989単位</u>
v 要介護 5	<u>981単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 076単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	<u>695単位</u>	b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	<u>759単位</u>
i 要介護 1	<u>792単位</u>	ii 要介護 2	<u>865単位</u>
ii 要介護 2	<u>920単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 008単位</u>
iii 要介護 3	<u>999単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 095単位</u>
iv 要介護 4		v 要介護 5	<u>1, 182単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 078単位</u>		
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)		(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>601単位</u>	i 要介護 1	<u>654単位</u>
ii 要介護 2	<u>694単位</u>	ii 要介護 2	<u>758単位</u>
iii 要介護 3	<u>789単位</u>	iii 要介護 3	<u>862単位</u>
iv 要介護 4	<u>868単位</u>	iv 要介護 4	<u>950単位</u>
v 要介護 5	<u>945単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 036単位</u>
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	<u>695単位</u>	b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	<u>759単位</u>
i 要介護 1	<u>792単位</u>	ii 要介護 2	<u>865単位</u>
ii 要介護 2	<u>884単位</u>	iii 要介護 3	<u>968単位</u>
iii 要介護 3	<u>962単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 054単位</u>

	v 要介護 5	<u>1,042</u> 単位		v 要介護 5	<u>1,143</u> 単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）			(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）		
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)			(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)		
a 要介護 1		<u>706</u> 単位	a 要介護 1		<u>771</u> 単位
b 要介護 2		<u>801</u> 単位	b 要介護 2		<u>875</u> 単位
c 要介護 3		<u>1,002</u> 単位	c 要介護 3		<u>1,099</u> 単位
d 要介護 4		<u>1,090</u> 単位	d 要介護 4		<u>1,195</u> 単位
e 要介護 5		<u>1,166</u> 単位	e 要介護 5		<u>1,280</u> 単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)			(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)		
a 要介護 1		<u>732</u> 単位	a 要介護 1		<u>800</u> 単位
b 要介護 2		<u>830</u> 単位	b 要介護 2		<u>908</u> 単位
c 要介護 3		<u>1,042</u> 単位	c 要介護 3		<u>1,143</u> 単位
d 要介護 4		<u>1,132</u> 単位	d 要介護 4		<u>1,242</u> 単位
e 要介護 5		<u>1,213</u> 単位	e 要介護 5		<u>1,332</u> 単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)			(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)		
a 要介護 1		<u>723</u> 単位	a 要介護 1		<u>790</u> 単位
b 要介護 2		<u>819</u> 単位	b 要介護 2		<u>896</u> 単位
c 要介護 3		<u>1,028</u> 単位	c 要介護 3		<u>1,128</u> 単位
d 要介護 4		<u>1,117</u> 単位	d 要介護 4		<u>1,225</u> 単位
e 要介護 5		<u>1,197</u> 単位	e 要介護 5		<u>1,314</u> 単位
(四) 経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)			(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)		
a 要介護 1		<u>706</u> 単位	a 要介護 1		<u>771</u> 単位
b 要介護 2		<u>801</u> 単位	b 要介護 2		<u>875</u> 単位
c 要介護 3		<u>1,002</u> 単位	c 要介護 3		<u>1,099</u> 単位
d 要介護 4		<u>1,090</u> 単位	d 要介護 4		<u>1,195</u> 単位
e 要介護 5		<u>1,166</u> 単位	e 要介護 5		<u>1,280</u> 単位
(五) 経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)			(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)		
a 要介護 1		<u>732</u> 単位	a 要介護 1		<u>800</u> 単位
b 要介護 2		<u>830</u> 単位	b 要介護 2		<u>908</u> 単位
c 要介護 3		<u>1,042</u> 単位	c 要介護 3		<u>1,143</u> 単位
d 要介護 4		<u>1,132</u> 単位	d 要介護 4		<u>1,242</u> 単位

e 要介護 5	<u>1, 213単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 332単位</u>
<u>(六) 経過的ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)</u>			<u>(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)</u>
a 要介護 1	<u>723単位</u>	a 要介護 1	<u>790単位</u>
b 要介護 2	<u>819単位</u>	b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 028単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 128単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 117単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 225単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 197単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 314単位</u>
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)			(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)
<u>(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費</u>			<u>(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)</u>
a 要介護 1	<u>706単位</u>	a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>801単位</u>	b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>924単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 012単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 000単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 097単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 079単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 183単位</u>
<u>(二) 経過的ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費</u>			<u>(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)</u>
a 要介護 1	<u>706単位</u>	a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>801単位</u>	b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>924単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 012単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 000単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 097単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 079単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 183単位</u>
注 1 (略)		注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)から <u>10</u> まで、 <u>12</u> 、 <u>13</u> 、 <u>16</u> 及び <u>17</u> は算定しない。		2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(6)、 <u>8</u> から <u>12</u> まで、 <u>14</u> 、 <u>15</u> 及び <u>18</u> は算定しない。	
3～6 (略)		3～6 (略)	
7 令和 6 年 4 月 1 日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4 月から 9 月まで及び10月から翌年 3 月までの半期ごとに都道府県知事に届け出でていない場合は、移行計		(新設)	

画未提出減算として、当該半期経過後 6 月の期間、1 日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。

9 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき14単位を所定単位数から減算する。

10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、15を算定している場合は、算定しない。

12 (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に 1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注12に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

(5)・(6) (略)

（削る）

(新設)

(新設)

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、17を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に 1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

(5)・(6) (略)

(7) 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合

(7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する

、栄養マネジメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(9) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する

。ただし、(1)から(4)までの注9を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (一) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (二) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注9又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(10) 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (一) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (二) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

(10) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(11)～(16) (略)

(17) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型医療施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(18) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

き当該加算を算定できるものとする。

(11) 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(12) 口腔衛生管理体制加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(13)～(18) (略)

(新設)

(19) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  
(削る)

6 単位

(19) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

(20) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から18までにより

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  
四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位  
6 単位

(20) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五についてでは、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から19までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から19までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>18</u> までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
<input type="checkbox"/> 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>576</u> 単位
ii 要介護 2	<u>620</u> 単位
iii 要介護 3	<u>664</u> 単位
iv 要介護 4	<u>707</u> 単位
v 要介護 5	<u>752</u> 単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>601</u> 単位
ii 要介護 2	<u>647</u> 単位
iii 要介護 3	<u>692</u> 単位
iv 要介護 4	<u>738</u> 単位
v 要介護 5	<u>785</u> 単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	<u>593</u> 単位
ii 要介護 2	<u>638</u> 単位
iii 要介護 3	<u>683</u> 単位
iv 要介護 4	<u>728</u> 単位
v 要介護 5	<u>774</u> 単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	<u>670</u> 単位
ii 要介護 2	<u>714</u> 単位
iii 要介護 3	<u>759</u> 単位
iv 要介護 4	<u>802</u> 単位
v 要介護 5	<u>846</u> 単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から <u>19</u> までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
<input type="checkbox"/> 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>627</u> 単位
ii 要介護 2	<u>676</u> 単位
iii 要介護 3	<u>724</u> 単位
iv 要介護 4	<u>772</u> 単位
v 要介護 5	<u>822</u> 単位
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>654</u> 単位
ii 要介護 2	<u>706</u> 単位
iii 要介護 3	<u>756</u> 単位
iv 要介護 4	<u>807</u> 単位
v 要介護 5	<u>858</u> 単位
c 診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護 1	<u>645</u> 単位
ii 要介護 2	<u>695</u> 単位
iii 要介護 3	<u>745</u> 単位
iv 要介護 4	<u>795</u> 単位
v 要介護 5	<u>845</u> 単位
d 診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護 1	<u>731</u> 単位
ii 要介護 2	<u>780</u> 単位
iii 要介護 3	<u>830</u> 単位
iv 要介護 4	<u>877</u> 単位
v 要介護 5	<u>926</u> 単位
e 診療所型介護療養施設サービス費(v)	

i 要介護 1	<u>699単位</u>	i 要介護 1	<u>763単位</u>
ii 要介護 2	<u>746単位</u>	ii 要介護 2	<u>815単位</u>
iii 要介護 3	<u>792単位</u>	iii 要介護 3	<u>866単位</u>
iv 要介護 4	<u>837単位</u>	iv 要介護 4	<u>916単位</u>
v 要介護 5	<u>884単位</u>	v 要介護 5	<u>968単位</u>
f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)		f 診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i 要介護 1	<u>689単位</u>	i 要介護 1	<u>752単位</u>
ii 要介護 2	<u>735単位</u>	ii 要介護 2	<u>803単位</u>
iii 要介護 3	<u>781単位</u>	iii 要介護 3	<u>853単位</u>
iv 要介護 4	<u>825単位</u>	iv 要介護 4	<u>902単位</u>
v 要介護 5	<u>872単位</u>	v 要介護 5	<u>954単位</u>
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)		(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a 診療所型介護療養施設サービス費(i)		a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>506単位</u>	i 要介護 1	<u>549単位</u>
ii 要介護 2	<u>546単位</u>	ii 要介護 2	<u>593単位</u>
iii 要介護 3	<u>585単位</u>	iii 要介護 3	<u>637単位</u>
iv 要介護 4	<u>626単位</u>	iv 要介護 4	<u>682単位</u>
v 要介護 5	<u>665単位</u>	v 要介護 5	<u>725単位</u>
b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)		b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	<u>602単位</u>	i 要介護 1	<u>656単位</u>
ii 要介護 2	<u>641単位</u>	ii 要介護 2	<u>699単位</u>
iii 要介護 3	<u>681単位</u>	iii 要介護 3	<u>743単位</u>
iv 要介護 4	<u>720単位</u>	iv 要介護 4	<u>787単位</u>
v 要介護 5	<u>760単位</u>	v 要介護 5	<u>831単位</u>
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき )		(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき )	
(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)		(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>689単位</u>	a 要介護 1	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>734単位</u>	b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>	c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>821単位</u>	d 要介護 4	<u>898単位</u>

e 要介護 5	<u>865単位</u>	<u>947単位</u>
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		
a 要介護 1	<u>714単位</u>	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>761単位</u>	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>807単位</u>	<u>882単位</u>
d 要介護 4	<u>852単位</u>	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>899単位</u>	<u>984単位</u>
(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)		
a 要介護 1	<u>705単位</u>	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>	<u>821単位</u>
c 要介護 3	<u>797単位</u>	<u>871単位</u>
d 要介護 4	<u>841単位</u>	<u>920単位</u>
e 要介護 5	<u>887単位</u>	<u>971単位</u>
(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)		
a 要介護 1	<u>689単位</u>	<u>752単位</u>
b 要介護 2	<u>734単位</u>	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>821単位</u>	<u>898単位</u>
e 要介護 5	<u>865単位</u>	<u>947単位</u>
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		
a 要介護 1	<u>714単位</u>	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>761単位</u>	<u>832単位</u>
c 要介護 3	<u>807単位</u>	<u>882単位</u>
d 要介護 4	<u>852単位</u>	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>899単位</u>	<u>984単位</u>
(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)		
a 要介護 1	<u>705単位</u>	<u>770単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>	<u>821単位</u>
c 要介護 3	<u>797単位</u>	<u>871単位</u>
d 要介護 4	<u>841単位</u>	<u>920単位</u>
e 要介護 5	<u>887単位</u>	<u>971単位</u>

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)から(8)まで、(10)、(11)、(14)及び(15)は算定しない。

3～5 (略)

6 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(13)を算定している場合は、算定しない。

10～13 (略)

(3)・(4) (略)

(削る)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(4)、(6)から(10)まで、(12)、(13)及び(16)は算定しない。

3～5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(15)を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

(3)・(4) (略)

5) 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合

(5) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(6) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する

、栄養マネジメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する

。ただし、(1)及び(2)の注8を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (一) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (二) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注8又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (一) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (二) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続

(削る)

(8) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(9)～(14) (略)

(15) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型医療施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

き当該加算を算定できるものとする。

(9) 口腔衛生管理体制加算

30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔衛生管理体制加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(11)～(16) (略)

(新設)

(17) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型医療施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

18単位

(二) サービス提供体制強化加算(II)

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  
(削る)

6 単位

(17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から16までにより

(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

6 単位

6 単位

(18) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(四及び五についてでは、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から17までにより

	算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(16)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	986単位
ii 要介護 2	1,050単位
iii 要介護 3	1,114単位
iv 要介護 4	1,179単位
v 要介護 5	1,244単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,157単位
iii 要介護 3	1,221単位
iv 要介護 4	1,286単位
v 要介護 5	1,350単位
(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	930単位
ii 要介護 2	998単位
iii 要介護 3	1,066単位
iv 要介護 4	1,133単位
v 要介護 5	1,201単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,037単位
ii 要介護 2	1,104単位
iii 要介護 3	1,171単位
iv 要介護 4	1,241単位

	算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(17)までにより 算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	
ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	973単位
ii 要介護 2	1,037単位
iii 要介護 3	1,101単位
iv 要介護 4	1,166単位
v 要介護 5	1,230単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,078単位
ii 要介護 2	1,144単位
iii 要介護 3	1,207単位
iv 要介護 4	1,272単位
v 要介護 5	1,336単位
(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	917単位
ii 要介護 2	985単位
iii 要介護 3	1,053単位
iv 要介護 4	1,120単位
v 要介護 5	1,187単位
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,024単位
ii 要介護 2	1,091単位
iii 要介護 3	1,158単位
iv 要介護 4	1,227単位

	v 要介護 5	<u>1,307単位</u>		v 要介護 5	<u>1,293単位</u>
(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)			(三)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)			a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i	要介護 1	<u>902単位</u>		i	要介護 1
ii	要介護 2	<u>969単位</u>		ii	要介護 2
iii	要介護 3	<u>1,034単位</u>		iii	要介護 3
iv	要介護 4	<u>1,099単位</u>		iv	要介護 4
v	要介護 5	<u>1,165単位</u>		v	要介護 5
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)			b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i	要介護 1	<u>1,009単位</u>		i	要介護 1
ii	要介護 2	<u>1,074単位</u>		ii	要介護 2
iii	要介護 3	<u>1,141単位</u>		iii	要介護 3
iv	要介護 4	<u>1,207単位</u>		iv	要介護 4
v	要介護 5	<u>1,271単位</u>		v	要介護 5
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)			(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)			a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i	要介護 1	<u>887単位</u>		i	要介護 1
ii	要介護 2	<u>951単位</u>		ii	要介護 2
iii	要介護 3	<u>1,016単位</u>		iii	要介護 3
iv	要介護 4	<u>1,080単位</u>		iv	要介護 4
v	要介護 5	<u>1,145単位</u>		v	要介護 5
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)			b	認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
i	要介護 1	<u>993単位</u>		i	要介護 1
ii	要介護 2	<u>1,058単位</u>		ii	要介護 2
iii	要介護 3	<u>1,121単位</u>		iii	要介護 3
iv	要介護 4	<u>1,188単位</u>		iv	要介護 4
v	要介護 5	<u>1,251単位</u>		v	要介護 5
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)			(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)			a	認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
i	要介護 1	<u>827単位</u>		i	要介護 1
ii	要介護 2	<u>892単位</u>		ii	要介護 2

iii 要介護 3	<u>956単位</u>	iii 要介護 3	<u>943単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 021単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 008単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 085単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 072単位</u>
b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	<u>934単位</u>	i 要介護 1	<u>921単位</u>
ii 要介護 2	<u>998単位</u>	ii 要介護 2	<u>985単位</u>
iii 要介護 3	<u>1, 063単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 050単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 127単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 114単位</u>
v 要介護 5	<u>1, 192単位</u>	v 要介護 5	<u>1, 178単位</u>
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)		(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	<u>733単位</u>	a 要介護 1	<u>721単位</u>
b 要介護 2	<u>797単位</u>	b 要介護 2	<u>785単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>	c 要介護 3	<u>850単位</u>
d 要介護 4	<u>927単位</u>	d 要介護 4	<u>914単位</u>
e 要介護 5	<u>992単位</u>	e 要介護 5	<u>979単位</u>
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	<u>840単位</u>	a 要介護 1	<u>828単位</u>
b 要介護 2	<u>904単位</u>	b 要介護 2	<u>891単位</u>
c 要介護 3	<u>969単位</u>	c 要介護 3	<u>956単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 034単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 021単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 097単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 084単位</u>
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)		(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費		a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	<u>1, 112単位</u>	i 要介護 1	<u>1, 099単位</u>
ii 要介護 2	<u>1, 177単位</u>	ii 要介護 2	<u>1, 164単位</u>
iii 要介護 3	<u>1, 242単位</u>	iii 要介護 3	<u>1, 228単位</u>
iv 要介護 4	<u>1, 306単位</u>	iv 要介護 4	<u>1, 292単位</u>

	v 要介護 5	<u>1,371単位</u>		v 要介護 5	<u>1,357単位</u>
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)		
i 要介護 1	<u>1,112単位</u>		i 要介護 1	<u>1,099単位</u>	
ii 要介護 2	<u>1,177単位</u>		ii 要介護 2	<u>1,164単位</u>	
iii 要介護 3	<u>1,242単位</u>		iii 要介護 3	<u>1,228単位</u>	
iv 要介護 4	<u>1,306単位</u>		iv 要介護 4	<u>1,292単位</u>	
v 要介護 5	<u>1,371単位</u>		v 要介護 5	<u>1,357単位</u>	
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)			(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費			a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)		
i 要介護 1	<u>1,057単位</u>		i 要介護 1	<u>1,044単位</u>	
ii 要介護 2	<u>1,124単位</u>		ii 要介護 2	<u>1,111単位</u>	
iii 要介護 3	<u>1,194単位</u>		iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>	
iv 要介護 4	<u>1,261単位</u>		iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>	
v 要介護 5	<u>1,328単位</u>		v 要介護 5	<u>1,314単位</u>	
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)		
i 要介護 1	<u>1,057単位</u>		i 要介護 1	<u>1,044単位</u>	
ii 要介護 2	<u>1,124単位</u>		ii 要介護 2	<u>1,111単位</u>	
iii 要介護 3	<u>1,194単位</u>		iii 要介護 3	<u>1,180単位</u>	
iv 要介護 4	<u>1,261単位</u>		iv 要介護 4	<u>1,247単位</u>	
v 要介護 5	<u>1,328単位</u>		v 要介護 5	<u>1,314単位</u>	
注1 (略)			注1 (略)		
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(11)から(14)までは算定しない。			2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)、(7)から(11)まで及び(13)から(15)までは算定しない。		
3・4 (略)			3・4 (略)		
5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する			(新設)		

する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに都道府県知事に届け出でていない場合は、  
移行計画未提出減算として、当該半期経過後6月の期間  
、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数  
を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、  
安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所  
定単位数から減算する。

7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を  
満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から  
減算する。

8～11 (略)

(4)・(5) (略)

(削る)

**(6) 低栄養リスク改善加算** 300単位  
注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を

(新設)

(新設)

5～8 (略)

(4)・(5) (略)

**(6) 栄養マネジメント加算**

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

**(7) 低栄養リスク改善加算** 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 400単位

(二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(8) 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(9) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 400単位

(二) 経口維持加算(II) 100単位

注1 (一)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進める

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)  
(削る)

(削る)

(9) 口腔衛生管理加算

90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

ための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)  
3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(10) 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(11) 口腔衛生管理体制加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位数を加算する。

(15) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)

22単位

(二) サービス提供体制強化加算(II)

18単位

(三) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位

(削る)

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(12)～(15) (略)

(新設)

(16) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(三) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(四) サービス提供体制強化加算(III)

6 単位

(17) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(16)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

#### (17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から15までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

#### 4 介護医療院サービス

##### イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	714単位
b 要介護 2	824単位
c 要介護 3	1, 060単位
d 要介護 4	1, 161単位
e 要介護 5	1, 251単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	825単位
---------	-------

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (三)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (三)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

#### (18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から16までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

#### 4 介護医療院サービス

##### イ I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	698単位
b 要介護 2	807単位
c 要介護 3	1, 041単位
d 要介護 4	1, 141単位
e 要介護 5	1, 230単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	808単位
---------	-------

b 要介護 2	<u>934単位</u>	b 要介護 2	<u>916単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 171単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 151単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 271単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 250単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 362単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 340単位</u>
(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)		(2) I型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
(一) I型介護医療院サービス費(i)		(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>704単位</u>	a 要介護 1	<u>688単位</u>
b 要介護 2	<u>812単位</u>	b 要介護 2	<u>795単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 045単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 026単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 144単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 124単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 233単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 212単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)		(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>813単位</u>	a 要介護 1	<u>796単位</u>
b 要介護 2	<u>921単位</u>	b 要介護 2	<u>903単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 154単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 134単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 252単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 231単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 342単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 320単位</u>
(3) I型介護医療院サービス費(Ⅲ)		(3) I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) I型介護医療院サービス費(i)		(一) I型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>688単位</u>	a 要介護 1	<u>672単位</u>
b 要介護 2	<u>796単位</u>	b 要介護 2	<u>779単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 029単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 010単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 127単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 107単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 217単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 196単位</u>
(二) I型介護医療院サービス費(ii)		(二) I型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>797単位</u>	a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>905単位</u>	b 要介護 2	<u>887単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 137単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 117単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 236単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 215単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 326単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 304単位</u>
口 II型介護医療院サービス費（1日につき）		口 II型介護医療院サービス費（1日につき）	

(1) II型介護医療院サービス費(I)		(1) II型介護医療院サービス費(I)	
(→) II型介護医療院サービス費(i)		(→) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>669単位</u>	a 要介護 1	<u>653単位</u>
b 要介護 2	<u>764単位</u>	b 要介護 2	<u>747単位</u>
c 要介護 3	<u>972単位</u>	c 要介護 3	<u>953単位</u>
d 要介護 4	<u>1,059単位</u>	d 要介護 4	<u>1,040単位</u>
e 要介護 5	<u>1,138単位</u>	e 要介護 5	<u>1,118単位</u>
(→) II型介護医療院サービス費(ii)		(→) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>779単位</u>	a 要介護 1	<u>762単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>	b 要介護 2	<u>857単位</u>
c 要介護 3	<u>1,082単位</u>	c 要介護 3	<u>1,062単位</u>
d 要介護 4	<u>1,170単位</u>	d 要介護 4	<u>1,150単位</u>
e 要介護 5	<u>1,249単位</u>	e 要介護 5	<u>1,228単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費(II)		(2) II型介護医療院サービス費(II)	
(→) II型介護医療院サービス費(i)		(→) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>653単位</u>	a 要介護 1	<u>637単位</u>
b 要介護 2	<u>748単位</u>	b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>	c 要介護 3	<u>936単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>	d 要介護 4	<u>1,024単位</u>
e 要介護 5	<u>1,122単位</u>	e 要介護 5	<u>1,102単位</u>
(→) II型介護医療院サービス費(ii)		(→) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>763単位</u>	a 要介護 1	<u>746単位</u>
b 要介護 2	<u>859単位</u>	b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>1,065単位</u>	c 要介護 3	<u>1,046単位</u>
d 要介護 4	<u>1,154単位</u>	d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,233単位</u>	e 要介護 5	<u>1,212単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費(III)		(3) II型介護医療院サービス費(III)	
(→) II型介護医療院サービス費(i)		(→) II型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>642単位</u>	a 要介護 1	<u>626単位</u>
b 要介護 2	<u>736単位</u>	b 要介護 2	<u>720単位</u>
c 要介護 3	<u>943単位</u>	c 要介護 3	<u>925単位</u>

d 要介護 4	<u>1, 032単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 013単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 111単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 091単位</u>
(二) II型介護医療院サービス費(ii)		(二) II型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>752単位</u>	a 要介護 1	<u>735単位</u>
b 要介護 2	<u>847単位</u>	b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 054単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 035単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 143単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 123単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 222単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 201単位</u>
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）		ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	
(1) I型特別介護医療院サービス費		(1) I型特別介護医療院サービス費	
(一) I型特別介護医療院サービス費(i)		(一) I型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>655単位</u>	a 要介護 1	<u>639単位</u>
b 要介護 2	<u>756単位</u>	b 要介護 2	<u>739単位</u>
c 要介護 3	<u>979単位</u>	c 要介護 3	<u>960単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 071単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 052単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 157単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 137単位</u>
(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)		(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>757単位</u>	a 要介護 1	<u>740単位</u>
b 要介護 2	<u>861単位</u>	b 要介護 2	<u>843単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 081単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 061単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 175単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 155単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 259単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 238単位</u>
(2) II型特別介護医療院サービス費		(2) II型特別介護医療院サービス費	
(一) II型特別介護医療院サービス費(i)		(一) II型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>608単位</u>	a 要介護 1	<u>593単位</u>
b 要介護 2	<u>700単位</u>	b 要介護 2	<u>684単位</u>
c 要介護 3	<u>897単位</u>	c 要介護 3	<u>879単位</u>
d 要介護 4	<u>982単位</u>	d 要介護 4	<u>963単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 056単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 037単位</u>
(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)		(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>714単位</u>	a 要介護 1	<u>698単位</u>

b 要介護 2	<u>806単位</u>	b 要介護 2	<u>789単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 003単位</u>	c 要介護 3	<u>984単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 086単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 066単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 161単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 141単位</u>
ニ ユニット型 I 型介護医療院サービス費（1日につき）			
(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(Ⅰ)		(1) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(Ⅰ)	
(一) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費</u>		(一) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)</u>	
a 要介護 1	<u>842単位</u>	a 要介護 1	<u>825単位</u>
b 要介護 2	<u>951単位</u>	b 要介護 2	<u>933単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 188単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 168単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 288単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 267単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 379単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 357単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型 I 型介護医療院サービス費</u>		(二) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a 要介護 1	<u>842単位</u>	a 要介護 1	<u>825単位</u>
b 要介護 2	<u>951単位</u>	b 要介護 2	<u>933単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 188単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 168単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 288単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 267単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 379単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 357単位</u>
(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(Ⅱ)		(2) ユニット型 I 型介護医療院サービス費(Ⅱ)	
(一) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費</u>		(一) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費(i)</u>	
a 要介護 1	<u>832単位</u>	a 要介護 1	<u>815単位</u>
b 要介護 2	<u>939単位</u>	b 要介護 2	<u>921単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 173単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 153単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 271単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 250単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 361単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 339単位</u>
(二) <u>経過的ユニット型 I 型介護医療院サービス費</u>		(二) <u>ユニット型 I 型介護医療院サービス費(ii)</u>	
a 要介護 1	<u>832単位</u>	a 要介護 1	<u>815単位</u>
b 要介護 2	<u>939単位</u>	b 要介護 2	<u>921単位</u>
c 要介護 3	<u>1, 173単位</u>	c 要介護 3	<u>1, 153単位</u>
d 要介護 4	<u>1, 271単位</u>	d 要介護 4	<u>1, 250単位</u>
e 要介護 5	<u>1, 361単位</u>	e 要介護 5	<u>1, 339単位</u>

ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費

(一) 要介護 1	<u>841単位</u>
(二) 要介護 2	<u>942単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,162単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,255単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,340単位</u>

(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費

(一) 要介護 1	<u>841単位</u>
(二) 要介護 2	<u>942単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,162単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,255単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,340単位</u>

ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費

(一) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	<u>791単位</u>
b 要介護 2	<u>893単位</u>
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,209単位</u>
e 要介護 5	<u>1,292単位</u>

(2) 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費

a 要介護 1	<u>791単位</u>
b 要介護 2	<u>893単位</u>
c 要介護 3	<u>1,115単位</u>
d 要介護 4	<u>1,209単位</u>
e 要介護 5	<u>1,292単位</u>

(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

(一) <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>

ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)

(一) 要介護 1	<u>824単位</u>
(二) 要介護 2	<u>924単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,142単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>

(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)

(一) 要介護 1	<u>824単位</u>
(二) 要介護 2	<u>924単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,142単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,234単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,318単位</u>

ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費

(一) <u>ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	<u>774単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>

(2) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>774単位</u>
b 要介護 2	<u>875単位</u>
c 要介護 3	<u>1,095単位</u>
d 要介護 4	<u>1,188単位</u>
e 要介護 5	<u>1,271単位</u>

(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

(一) <u>ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費</u>	
a 要介護 1	<u>783単位</u>
b 要介護 2	<u>878単位</u>

c 要介護 3	<u>1,104単位</u>	c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,194単位</u>	d 要介護 4	<u>1,173単位</u>
e 要介護 5	<u>1,272単位</u>	e 要介護 5	<u>1,251単位</u>
<b>(二) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費</b>			<b>(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ⅱ)</b>
a 要介護 1	<u>800単位</u>	a 要介護 1	<u>783単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>	b 要介護 2	<u>878単位</u>
c 要介護 3	<u>1,104単位</u>	c 要介護 3	<u>1,084単位</u>
d 要介護 4	<u>1,194単位</u>	d 要介護 4	<u>1,173単位</u>
e 要介護 5	<u>1,272単位</u>	e 要介護 5	<u>1,251単位</u>
注 1～3 (略)		注 1～3 (略)	
<u>4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u>		(新設)	
<u>5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。</u>		(新設)	
<u>6・7 (略)</u>		<u>4・5 (略)</u>	
<u>8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ツ</u>を算定している場合は、算定しない。</u>		<u>6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、<u>ナ</u>を算定している場合は、算定しない。</u>	
<u>9 (略)</u>		<u>7 (略)</u>	
<u>10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注9</u>を算定している場合は算定しない。</u>		<u>8 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、<u>注7</u>を算定している場合は算定しない。</u>	
<u>11 (略)</u>		<u>9 (略)</u>	

12 3イ(1)から(4)までの注15、ロ(1)及び(2)の注12及びハ(1)から(3)までの注10に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(v)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(ii)の療養型介護療養施設サービス費(iii)若しくは(iv)、療養型介護療養施設サービス費(iii)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

13 (略)

14 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、ルからワまで、ヨ、タ及びナからヰまでは算定しない。

10 3イ(1)から(4)までの注11、ロ(1)及び(2)の注8及びハ(1)から(3)までの注6に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従来型個室に入所するものに対して、I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(v)、(v)若しくは(vi)、療養型介護療養施設サービス費(ii)の療養型介護療養施設サービス費(iii)若しくは(iv)、療養型介護療養施設サービス費(iii)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(iv)、(v)若しくは(vi)、診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

11 (略)

12 ハ(1)若しくは(2)又はヘ(1)若しくは(2)を算定している介護医療院については、チ、リ、ルからヰまで、レ、ゾ、ム及びヰは算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算

200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

リ (略)

(削る)

ヌ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

ト (略)

チ 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護医療院に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護医療院の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

リ (略)

ヌ 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護医療院における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ル 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属す

(削る)

### ル 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

### ヲ 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科

る月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

### ヲ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

### ヲ 経口維持加算

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I)  | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥<sup>えん</sup>が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科

医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イからへまでの注5又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)  
(削る)

(削る)

## ワ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加

医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

カ 口腔衛生管理体制加算 30単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する

ミ 口腔衛生管理加算 90単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護医療院において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

算を算定している場合においては算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I)  
(2) 口腔衛生管理加算(II)  
(削る)  
(削る)  
～ネ (略)  
引る)

排せつ支援加算  
注 別に厚生労働大臣が定める

他の加算	
90単位	
110単位	
(新設)	
(新設)	
イ <u>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。</u>	
ロ <u>歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。</u>	
ハ <u>歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。</u>	
タ～ラ (略)	
ム 移行定着支援加算	93単位
注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合に、平成33年3月31日までの間、届出を行った日から起算して1年までの期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。	
(1) <u>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第2条に規定する転換を行って開設した介護医療院であること又は同令附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設が平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部若しくは一部を廃止するとともに開設した介護医療院であること。</u>	
(2) <u>転換を行って介護医療院を開設した等の旨を地域の住民に周知するとともに、当該介護医療院の入所者やその家族等への説明に取り組んでいること。</u>	
(3) <u>入所者及び家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与していること。</u>	
ウ 排せつ支援加算	100単位
注 <u>排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うこと。</u>	

都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>排せつ支援加算(I)</u>	<u>10単位</u>
(2) <u>排せつ支援加算(II)</u>	<u>15単位</u>
(3) <u>排せつ支援加算(III)</u>	<u>20単位</u>
<u>△ 自立支援促進加算</u>	<u>300単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### ム 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) <u>科学的介護推進体制加算(I)</u>	<u>40単位</u>
(2) <u>科学的介護推進体制加算(II)</u>	<u>60単位</u>
<u>ウ 長期療養生活移行加算</u>	<u>60単位</u>

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護医療院が、次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合にあっては、入所した日から起算して90日以内の期間に限り、長期療養生活移行加算とし

ことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、介護医療院の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

て、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 療養病床に1年以上入院していた者であること。  
ロ 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること。

**ヰ 安全対策体制加算**

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

**ノ サービス提供体制強化加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位  
(2) サービス提供体制強化加算(II) 18単位  
(3) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

(削る)

**オ 介護職員処遇改善加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した

(新設)

**ヰ サービス提供体制強化加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位  
(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位  
(3) サービス提供体制強化加算(II) 6 単位  
(4) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

**ノ 介護職員処遇改善加算**

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヰまでにより算定した

単位数の1000分の26に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからノまでにより算定した  
単位数の1000分の10に相当する単位数

(削る)

(削る)

#### ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからノまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

単位数の1000分の26に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヰまでにより算定した  
単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヰまでにより算定した  
単位数の1000分の10に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の10  
0分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の10  
0分の80に相当する単位数

#### オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヰまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからヰまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数